

●一般社団法人 Estage 児童自立支援会会則

一般社団法人 Estage 児童自立支援会 会則

(名称)

第1条 本会は児童自立支援会と称し、事務所を宜野座村漢那 92 番地の 2 に置く。

(目的)

第2条 本会は、Estage の利用者（以下「児童等」という。）の福祉の増進及び社会的自立を支援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童等が、各種高等学校に進学するために必要な学資等の一部の助成に関すること。
- (2) 児童等が、社会生活するために必要な各種資格取得経費の全部又は一部の助成に関すること。
- (3) 村内小・中学校クラブ活動費の一部助成に関すること。
- (4) 個人遠征費用の一部助成に関すること。
- (5) 法人活動費の一部助成に関すること。
- (6) 児童等の自立に向けた支援等に関すること。
- (7) 本会だよりを年1回発行し、本会の活動状況の報告を行う。
- (8) その他の本会が必要と定める事業。

(会則)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会した法人・団体及び個人とする。

(会費)

第5条 会員は、次に規定する会費を毎会計年度の3月31日までに納入するものとする。

- | | | |
|-------------|------|----------|
| (1) 法人・団体会員 | 月額1口 | 1,000円から |
| (2) 個人会員 | 月額1口 | 1,000円 |
| (3) 賛助会員 | 1口 | 1,000円 |

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事4名
- (2) 監事1名

(役員等の選任)

第7条 理事は理事会で選出し会長が委嘱する。

- 2 会長及び副会長2名は、理事の中から選任する。
- 3 監事は、理事会で選任する。
- 4 書記及び会計は会長が委嘱する。

(役員任期及び任務等)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 5 監事は本会の事業や会計を監査し、理事会に報告する。

(理事会)

第9条 本会は、理事会をもって議事を進め、事業を実施する。

- 2 理事会は、会長が招集し会を進める。
- 3 理事会は、年1回5月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 4 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催する事はできない。
- 5 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議されている事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事
 - (2) 決算に関する事
 - (3) その他必要な事項

(審査委員会)

第10条 本会に審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、会長、副会長及び理事2名でもって構成する。
- 3 審査委員会は、本事業に基づく支援対象者を決定する。

第11条 本会の事業に要する経費は、会費及び寄附金をもってあてる。

- 2 本会の経費は理事会において承認された予算に基づいて行われる。
- 3 本会の決算は、監事の監査を経て、理事会の承認を得たうえで会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(備えるべき帳簿)

第13条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則
- (3) 役員名簿
- (4) 理事会議事録
- (5) 出納簿並び証憑書類
- (6) その他必要な書類

(会則の改廃)

第14条 本会の会則は、理事会の議決により改廃することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 3 自立支援会要綱に基づき実施された事業は、本会則に基づき実施されたものとみなす。